

# 公立大学法人秋田公立美術大学役員の報酬に関する規程

平成25年4月1日

規程第62号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）の役員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(常勤役員の報酬)

第2条 常勤の役員（以下「常勤役員」という。）に対する報酬は、給料、期末手当および寒冷地手当とする。

2 常勤役員の給料月額は、次に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める額を上限として理事長が個別に定める額とする。

(1) 理事長 854,000円

(2) 副理事長および理事 564,300円

(給与規程適用職員の役員報酬)

第3条 公立大学法人秋田公立美術大学職員給与規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第65号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が役員を兼ねるときは、当該職員に対しては、役員の報酬を支給しない。ただし、当該職員が管理職手当の支給を受けていない場合は、報酬として月額50,000円の給料を支給する。

(令和5規程7・一部改正)

(給料の支給)

第4条 給料の支給については、次に掲げるところによる。

(1) 新たに常勤役員となった場合又は常勤役員に異動があった場合には、その日から日割りによって計算した額を支給する。

(2) 常勤役員が退職した場合には、その日まで日割りによって計算した額を支給する。

(3) 常勤役員が死亡した場合には、その月分の全額を支給する。

2 前項第2号の場合において、退職した日に再び同一の職についたときは、その日に係る給料は重複して支給しない。

第5条 前条の規定により給料を支給する場合の給料額は、その月の現日数から日曜日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(手当の支給)

第6条 常勤役員の期末手当および寒冷地手当の支給については、職員の例による。この場合において、期末手当の額は、給料月額およびその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の170を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。

(令和2規程25・令和3規程21・令和4規程21・令和5規程17・令和6規程17・一部改正)

(非常勤役員の報酬等)

第7条 非常勤の役員(以下「非常勤役員」という。)には、報酬および通勤に要する費用を支給する。

2 非常勤役員の報酬の額は、日額30,000円とする。

3 非常勤役員の通勤に要する費用の額は、公立大学法人秋田公立美術大学旅費規程(平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第70号)の例による。

4 非常勤役員の報酬および通勤に要する費用は、非常勤役員が業務を執行した日の属する月の翌月における職員の給料の支給日に支給する。

(報酬の支給日等)

第8条 常勤役員の報酬の支給日およびその方法は、職員の例による。

(令和5規程7・一部改正)

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 役員となる前に秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の適用を受けていた者で退職手当の支給を受けることなく引き続き役員に就任したものの期末手当の算出の基礎となる在職期間には、その者の秋田市職員給与条例の適用を受けていた期間を通算する。

附 則（平成28年2月1日規程第1号）

- 1 この規程は、規程で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人秋田公立美術大学役員の報酬に関する規程の規定は、平成27年12月1日から適用する。

附 則（平成28年12月26日規程第23号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人秋田公立美術大学役員の報酬に関する規程第6条の規定は、平成28年12月1日から適用する。

附 則（平成29年4月1日規程第10号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月22日規程第21号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人秋田公立美術大学役員の報酬に関する規程（以下「改正後の規程という。」という。）第6条の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人秋田公立美術大学役員の報酬に関する規程に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成30年12月26日規程第22号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成

31年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人秋田公立美術大学役員の報酬に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第6条の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人秋田公立美術大学役員の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和元年12月26日規程第24号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人秋田公立美術大学役員の報酬に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第6条の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人秋田公立美術大学役員の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和2年11月30日規程第25号）

この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月26日規程第21号）

この規程は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月21日規程第21号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和

5年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人秋田公立美術大学役員の報酬に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人秋田公立美術大学役員の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和5年2月28日規程第7号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月21日規程第17号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人秋田公立美術大学役員の報酬に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人秋田公立美術大学役員の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和6年12月19日規程第17号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人秋田公立美術大学役員の報酬に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人秋田公立美術大学役員の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。